

岩手県告示第 612 号

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年岩手県条例第 36 号）第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者の住所の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 4 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

公の施設の名称	指定管理者の名称	住 所	
		変更前	変更後
県営特定公共賃貸住宅等	財団法人岩手県建築住宅センター	盛岡市上ノ橋町 1 番 50 号	盛岡市盛岡駅西通一丁目 7 番 1 号いわて県民情報交流センター 2 階